

第18回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年11月29日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

株主総会後に事業方針説明会を開催いたします。

目 次

招集ご通知	P 1
事業報告	P 3
計算書類	P 18
監査報告	P 20

株主の皆さまへ

IRサイトでWeb株主通信を公開しております。

是非ご覧ください。

<https://nousouken.co.jp/ir/stock-info/shareholder-newsletter-business-report9/>



株式会社農業総合研究所

（証券コード 3541）

証券コード 3541
2024年11月12日
(電子提供措置の開始日 2024年11月7日)

株 主 各 位

和歌山県和歌山市黒田99番地12
株式会社農業総合研究所
代表取締役会長CEO 及川智正

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://nousouken.co.jp/ir/stock-info/#meeting-of-shareholders>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「農業総合研究所」又は「コード」に当社証券コード「3541」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて株主総会出席票を本招集ご通知とあわせてお送りしております。当日ご出席の際は、お手数ながらお送りした株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年11月29日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）
2. 場 所 和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第18期（2023年9月1日から2024年8月31日まで）事業報告及び計算書類報告
の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

したがって、当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 事業報告

( 2023年 9月 1日から  
2024年 8月31日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

近年の全国農業総産出額は、米、野菜、肉用牛等における国内外の需要に応じた生産の進展等を背景に、9兆円前後で推移しております。2022年の農業総産出額は、野菜の作柄不良や米の民間在庫量減少による価格の上昇、畜産における豚や鶏の価格の上昇等から、前年に比べ1,630億円増加し、9兆10億円となりました。また、近年の生産農業所得は、全国農業総産出額の増減はあるものの、3兆円台で推移しております。2022年は、国際的な原料価格の上昇等に起因する肥料代や光熱費の高騰等により、前年に比べ2,428億円減少し、3兆1,050億円となりました。(出典：農林水産省「生産農業所得統計」)。他方で、2024年2月時点の農業経営体数88万3千経営体のうち、個人経営体は84万2千経営体で、前年に比べ5.2%減少した一方、団体経営体は4万1千経営体で0.7%増加し、団体経営体のうち、法人経営体は3万3千経営体で前年に比べ1.2%増加しております(出典：農林水産省「農業構造動態調査」)。農業経営体の減少が続く中、法人化や規模拡大の進展が継続し、農業集約化の動きが加速しております。

当事業年度における青果価格は、猛暑や天候不順の影響により、平年に比べ高い水準で推移してまいりました。一方、当事業年度のスーパーマーケットにおける青果物の販売動向は、円安やエネルギーコスト上昇による消費者心理減退の懸念があるものの、相場高の影響により単価が上昇し、前年に比べ増加いたしました。

このような環境のもと、より多くの生活者に「おいしい」をお届けするために、当社の主たる事業である農家の直売所事業及び成長事業である産直卸事業を推進いたしました。前事業年度に締結いたしましたハウス食品グループ本社株式会社とのアライアンスを継続するとともに、ドラッグストアへの販路拡大等、新しい農産物流通の創造に向けた取組みの深化を進めてまいりました。各種値上げ等のコスト増が見込まれる環境においても利益が確保できるよう、流通総額の拡大とともに不採算の集荷場の統廃合や手数料等の改定を行い、事業基盤の強化に努めました。

このような取組みの結果、流通総額は15,719,135千円(前事業年度比17.6%増)、2024

年8月末日時点でスーパーマーケット等の国内小売店への導入店舗数は2,106店舗（前事業年度末より111店舗増）、農産物の集荷拠点である集荷場は81拠点（前事業年度末より11拠点減）、登録生産者は10,312名（前事業年度末より66名減）となりました。

当事業年度の経営成績は、売上高は7,223,458千円（前事業年度比25.9%増）、営業利益は93,630千円（前事業年度比156.4%増）、経常利益は101,739千円（前事業年度比117.7%増）、当期純利益は108,759千円（前事業年度比337.4%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### 〈農家の直売所事業〉

農家の直売所事業では、当社及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者から農産物を出荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売する独自の流通プラットフォームを提供しております。

当事業年度は、既存委託販売先との取引維持・拡大に加え、集荷場を中心に生産者からの出荷量増加のための営業活動や集荷場運営の効率化を図ってまいりました。また、スーパーでの品揃えを実現するため、品目バランスを考慮した買取委託の増加、不採算集荷場の統廃合、兵庫の集荷場における登録生産者からいただく出荷手数料の改定等、事業基盤の強化に努めました。

これにより、流通総額は13,315,990千円（前事業年度比14.8%増）、流通点数は62,726千点（前事業年度比1.9%増）、売上高は4,862,294千円（前事業年度比22.4%増）、セグメント利益は699,111千円（前事業年度比10.9%増）となりました。

#### 〈産直卸事業〉

産直卸事業では、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を可視化し、スーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」で販売しております。

当事業年度は、スーパー等の取引先の旺盛なニーズに対応するため、引き続き、全国の産地や市場との連携により商品供給を強化し、既存取引先を中心に取引を拡大いたしました。

これにより、流通総額は2,403,144千円（前事業年度比36.3%増）、売上高は2,361,164千円（前事業年度比34.0%増）、セグメント利益は16,250千円（前事業年度はセグメント損失2,519千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は28,723千円で、その主な内容は、基幹システムの改修14,337千円、集荷拠点の環境改善13,443千円、パソコンの購入942千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、安定した資金確保のため、金融機関より長期借入金として50,000千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                       | 第 15 期<br>(2021年8月期) | 第 16 期<br>(2022年8月期) | 第 17 期<br>(2023年8月期) | 第 18 期<br>(当事業年度)<br>(2024年8月期) |
|-----------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                                | 4,737,903            | 5,192,670            | 5,735,203            | 7,223,458                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ ) (千円)                         | △ 207,527            | △ 110,546            | 46,744               | 101,739                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (千円)                     | △ 283,185            | △ 127,093            | 24,866               | 108,759                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益<br>又 は 1 株 当 たり<br>当 期 純 損 失 ( △ ) (円) | △ 13.09              | △ 5.82               | 1.13                 | 4.94                            |
| 総 資 産 (千円)                                                | 2,513,436            | 2,441,553            | 2,418,139            | 2,665,433                       |
| 純 資 産 (千円)                                                | 925,949              | 898,886              | 923,752              | 1,032,691                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)                                      | 42.52                | 40.81                | 41.95                | 46.89                           |

(注) 1. 2020年11月4日を払込期日として普通株式755,700株の第三者割当増資を実施しております。

2. 2022年5月30日を払込期日として普通株式247,600株の第三者割当増資を実施しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 新規販売先の獲得と既存販売先の取引拡大

当社は、農家の直売所事業及び産直卸事業において、特定の販売先に対する依存度が高い傾向にありますが、当社が継続的に成長・発展していくためには、既存販売先との取引の維持・拡大に努めるとともに、新規販売先の獲得が必要と考えております。

このため、営業体制の強化を図るとともに、販売先のニーズに合った農産物の供給等のサービス強化も図ってまいります。

#### ② 登録生産者へのサービスの拡充と仕入れの強化

当社は、登録生産者に対して、日々の売上情報や農産物ごとの相場情報等を提供しておりますが、今後、新規の生産者の確保や既存の生産者の離反を防ぐためにもさらなるサービスの拡充を図ってまいります。また、農家の直売所事業においては、集荷場を開設し営業活動を行うことで、新規登録生産者を獲得してまいります。産直卸事業においては、主要産地と連携し、仕入れの強化を図ってまいります。

#### ③ 農産物の安全性

当社は、登録生産者等が持ち込む農産物の安全性については、登録生産者との間で、「農産物は、新鮮でかつ農薬安全使用基準を守って栽培されたもの（栽培履歴の明示ができるもの）であること」、「食品加工物についてはJAS法、食品衛生法等関連法規を守っていること」、「商標法等法令に抵触する商品でないこと、また、当社の事業理念や企業イメージに抵触する商品でないこと」といった規定を設けておりますが、スーパー等や生活者に、より「安心・安全」であることを訴求するために、今後さらなる農産物の安全性管理の強化を図っていく方針であります。

#### ④ 海外展開

当社は、農家の直売所事業において、現在は日本国内を中心として展開しておりますが、少子高齢化の問題により、日本国内の市場は今後縮小していくものと予想されております。また一方で、「安心・安全」な日本産農産物の需要は海外でも高まっております。当社が継続的に成長・発展していくために、関連会社の株式会社世界市場を通じて、海外への事業展開を推進してまいります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社では、コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化、災害対策及び事業継続計画等、経営管理体制の強化が重要であると考えております。

このため、社員教育、組織体制や規程の整備・見直し等を定期的実施することにより、経営管理体制の強化に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社は、事業の継続的な拡大のために、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく方針であります。

(5) 主要な事業内容 (2024年8月31日現在)

当社は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本から世界から農業がなくならない仕組みを構築することを目的としております。そのためにまずは、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しております。

当社の主な事業は、「農家の直売所事業」と「産直卸事業」になります。農家の直売所事業は、登録生産者から農産物を集荷し、原則翌日にスーパー等の「産直コーナー」で販売することです。つまり、登録生産者とスーパー等を直接つなぐ流通を構築しております。これまで、郊外の農産物直売所や道の駅に行かなければ購入できなかった生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を、日々生活者様がご利用いただいているスーパー等にて購入できる仕組みを提供しております。

産直卸事業は、当社が生産者から直接農産物を買取り、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」などで商品の付加価値を見える化をしてスーパー等の通常の青果売場である「青果コーナー」で販売することです。農家の直売所事業で培った「小売アカウント・物流インフラ・産地ネットワーク」を活用することで、生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を青果コーナーでも展開しております。

(6) 主要な事業所 (2024年8月31日現在)

| 名 称   | 所 在 地                                                                     |
|-------|---------------------------------------------------------------------------|
| 本 社   | 和歌山県和歌山市                                                                  |
| 営 業 所 | 東京営業所：東京都品川区、大阪営業所：大阪府大阪市淀川区<br>名古屋営業所：愛知県名古屋市中区                          |
| 集 荷 場 | 深谷集荷場：埼玉県深谷市、旭集荷場：千葉県旭市、匝瑳集荷場：千葉県匝瑳市、富里集荷場：千葉県富里市、紀の川集荷場：和歌山県紀の川市 他 計81拠点 |



(7) 従業員の状況 (2024年8月31日現在)

| 従業員数        | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-----------|-------|--------|
| 116名 (148名) | 3名減 (3名増) | 35.6歳 | 5.1年   |

| セグメントの名称 | 従業員数        |
|----------|-------------|
| 農家の直売所事業 | 61名 (133名)  |
| 産直卸事業    | 23名 (4名)    |
| 全社 (共通)  | 32名 (11名)   |
| 合計       | 116名 (148名) |

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、パートタイマーは ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年8月31日現在)

| 借入先        | 借入残高      |
|------------|-----------|
| 農林中央金庫     | 200,000千円 |
| 株式会社紀陽銀行   | 128,299千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 30,028千円  |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年8月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,025,900株 (自己株式4,271株を含む。)
- (3) 株主数 6,575名
- (4) 大株主

| 株主名               | 持株数        | 持株比率   |
|-------------------|------------|--------|
| 及川智正              | 3,712,500株 | 16.85% |
| 株式会社プレンティ         | 3,134,400  | 14.23  |
| 日本郵政キャピタル株式会社     | 2,542,100  | 11.54  |
| 堀内寛               | 2,152,500  | 9.77   |
| 楽天証券株式会社          | 534,300    | 2.42   |
| 株式会社SBI証券         | 517,519    | 2.34   |
| 株式会社農林漁業成長産業化支援機構 | 485,900    | 2.20   |
| ハウス食品グループ本社株式会社   | 440,600    | 2.00   |
| 農業総合研究所従業員持株会     | 256,600    | 1.16   |
| 国分グループ本社株式会社      | 247,600    | 1.12   |

(注) 持株比率は、自己株式(4,271株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                   |          |
|------------------------|-------------------|-----------------------------------|----------|
|                        |                   | 第1回新株予約権                          |          |
| 発行決議日                  |                   | 2024年4月25日                        |          |
| 新株予約権の数                |                   | 1,340個                            |          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 134,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |          |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり 100円                   |          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり 301円                   |          |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2024年5月10日 至 2029年5月9日          |          |
| 行使の条件                  |                   | (注)                               |          |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                           | 1,340個   |
|                        |                   | 目的となる株式数                          | 134,000株 |
|                        |                   | 保有者数                              | 4名       |
|                        | 社外取締役             | -                                 |          |
|                        | 監査役               | -                                 |          |

(注) 新株予約権の行使条件については、以下の通りになります。

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |                 |                                  |         |
|------------------------|-----------------|----------------------------------|---------|
|                        |                 | 第1回新株予約権                         |         |
| 発行決議日                  |                 | 2024年4月25日                       |         |
| 新株予約権の数                |                 | 460個                             |         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                 | 普通株式 46,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |         |
| 新株予約権の払込金額             |                 | 新株予約権1個当たり 100円                  |         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                 | 新株予約権1個当たり 301円                  |         |
| 権利行使期間                 |                 | 自 2024年5月10日 至 2029年5月9日         |         |
| 行使の条件                  |                 | (注)                              |         |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当 社 使 用 人       | 新株予約権の数                          | 460個    |
|                        |                 | 目的となる株式数                         | 46,000株 |
|                        |                 | 保有者数                             | 2名      |
|                        | 子会社の役員<br>及び使用人 | -                                |         |

(注) 新株予約権の行使条件については、以下の通りになります。

- ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年8月31日現在)

| 会社における地位   | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|------------|------|---------------------------------------------|
| 代表取締役会長CEO | 及川智正 | カネマサ流通ホールディングス株式会社社外取締役                     |
| 代表取締役社長    | 堀内寛  | 株式会社世界市場社外取締役<br>一般社団法人日本野菜協会理事             |
| 取締役CFO     | 坂本大輔 | やさいジョブ株式会社取締役                               |
| 取締役        | 松尾義清 | 株式会社世界市場社外取締役<br>株式会社藤時社外監査役                |
| 取締役        | 宮本康平 | 宮本公認会計士事務所代表<br>株式会社オープンドア社外監査役             |
| 常勤監査役      | 清野芳昭 | 株式会社世界市場社外監査役<br>バリュークリエーション株式会社社外監査役       |
| 監査役        | 後藤弘之 | 株式会社プレンティー監査役<br>アイ・シンクレント株式会社監査役           |
| 監査役        | 藤本幸弘 | シティユーワ法律事務所パートナー<br>M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 取締役宮本康平氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役宮本康平氏と監査役藤本幸弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役清野芳昭氏は、金融機関における長年の経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と取締役宮本康平氏、常勤監査役清野芳昭氏、監査役後藤弘之氏及び監査役藤本幸弘氏は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者である会社の役員等がその職務の遂行に

起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合には填補の対象としないこととしております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### (イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や役位に応じることを基本方針としております。

#### (ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額等の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

#### (ハ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役会長CEO及川智正が具体的な内容について委任を受けております。当該委任における代表取締役会長の権限は株主総会で決議された役員報酬の総額の枠について、各取締役の基本報酬の額を適切に配分するものとしております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役会長が適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額              | 報酬等の種類別の総額          |          |          | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|---------------------|---------------------|----------|----------|---------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 75,000千円<br>(3,000) | 75,000千円<br>(3,000) | －<br>(－) | －<br>(－) | 5名<br>(1)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 12,000<br>(12,000)  | 12,000<br>(12,000)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 3<br>(3)      |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 87,000<br>(15,000)  | 87,000<br>(15,000)  | －<br>(－) | －<br>(－) | 8<br>(4)      |

(注) 取締役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内、監査役の報酬限度額は、2013年7月30日開催の臨時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。また、2017年11月29日開催の第11回定時株主総会において、当該報酬限度額の範囲内で、取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。



### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役宮本康平氏は、宮本公認会計士事務所代表及び株式会社オープンドア社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。
- ・常勤監査役清野芳昭氏は、株式会社世界市場社外監査役及びバリュークリエーション株式会社社外監査役であります。なお、株式会社世界市場は当社の関連会社であります。
- ・監査役後藤弘之氏は、株式会社プレンティアー監査役及びアイ・シンクレント株式会社監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。なお、株式会社プレンティアーは当社の主要株主であります。
- ・監査役藤本幸弘氏は、シティユークワ法律事務所パートナー、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役であります。当社とこれらの兼職先との間には重要な取引関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

| 地位    | 氏名   | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                |
|-------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 宮本康平 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。特に内部統制について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 常勤監査役 | 清野芳昭 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、常勤監査役として議案につき必要な発言を適宜行っております。                                                 |
| 監査役   | 後藤弘之 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に監査役としての長年の経験や幅広い知見に基づき、議案につき必要な発言を適宜行っております。                                |
| 監査役   | 藤本幸弘 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から、議案につき必要な発言を適宜行っております。                                        |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 史彩監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました有限責任監査法人トーマツは、2023年11月29日開催の第17回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目           | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部)        |           | (負債の部)        |           |
| 流動資産          | 2,011,076 | 流動負債          | 1,336,199 |
| 現金及び預金        | 779,433   | 買掛金           | 920,690   |
| 売掛金           | 1,192,013 | 短期借入金         | 30,028    |
| 商品            | 25,613    | 1年内返済予定の長期借入金 | 47,064    |
| 前払費用          | 16,898    | 未払金           | 189,143   |
| その他           | 4,163     | 未払費用          | 8,154     |
| 貸倒引当金         | △7,046    | 未払法人税等        | 5,686     |
| 固定資産          | 654,356   | 未払消費税等        | 34,821    |
| 有形固定資産        | 78,020    | 前受金           | 954       |
| 建物附属設備        | 31,964    | 預り金           | 17,049    |
| 減価償却累計額       | △14,172   | 賞与引当金         | 50,964    |
| 建物附属設備(純額)    | 17,792    | その他           | 31,641    |
| 構築物           | 47,549    | 固定負債          | 296,541   |
| 減価償却累計額       | △17,215   | 長期借入金         | 281,235   |
| 構築物(純額)       | 30,334    | 資産除去債務        | 13,034    |
| 機械及び装置        | 49,840    | その他           | 2,272     |
| 減価償却累計額       | △32,563   | 負債合計          | 1,632,741 |
| 機械及び装置(純額)    | 17,276    | (純資産の部)       |           |
| 工具、器具及び備品     | 18,960    | 株主資本          | 1,032,511 |
| 減価償却累計額       | △11,267   | 資本金           | 50,000    |
| 工具、器具及び備品(純額) | 7,693     | 資本剰余金         | 849,128   |
| その他           | 6,212     | 資本準備金         | 531,633   |
| 減価償却累計額       | △1,288    | その他資本剰余金      | 317,495   |
| その他(純額)       | 4,923     | 利益剰余金         | 133,625   |
| 無形固定資産        | 84,390    | その他利益剰余金      | 133,625   |
| ソフトウェア        | 84,390    | 繰越利益剰余金       | 133,625   |
| 投資その他の資産      | 491,945   | 自己株式          | △243      |
| 投資有価証券        | 196,201   | 新株予約権         | 180       |
| 関係会社株式        | 138,404   | 純資産合計         | 1,032,691 |
| 繰延税金資産        | 126,800   | 負債純資産合計       | 2,665,433 |
| その他           | 30,539    |               |           |
| 資産合計          | 2,665,433 |               |           |

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

( 2023年 9 月 1 日から  
2024年 8 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金         | 額         |
|--------------|-----------|-----------|
| 売上高          |           | 7,223,458 |
| 商品売上         | 15,964    |           |
| 当期商品売上       | 3,860,556 |           |
| 前期商品売上       | 25,613    |           |
| 棚卸仕棚卸        |           | 3,850,907 |
| 原価           |           | 3,372,551 |
| 総一般管理費       |           | 3,278,921 |
| 及び           |           | 93,630    |
| 営業外          |           |           |
| 受取利息         | 117       |           |
| 受取利息         | 616       |           |
| 受取利息         | 960       |           |
| 受取利息         | 1,617     |           |
| 受取利息         | 8,035     |           |
| 受取利息         | 1,675     | 13,022    |
| 営業外費用        |           |           |
| 支払利息         | 2,429     |           |
| 支払利息         | 2,484     | 4,913     |
| 経常利益         |           | 101,739   |
| 特別利益         |           |           |
| 関係会社株式売却益    | 10        | 10        |
| 税引前当期純利益     |           | 101,749   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,861     |           |
| 法人税等調整額      | △12,871   | △7,009    |
| 当期純利益        |           | 108,759   |

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年10月24日

株式会社農業総合研究所  
取締役会 御中

史彩監査法人  
東京都港区

|                |            |
|----------------|------------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 西田友洋 |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 本橋義郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社農業総合研究所の2023年9月1日から2024年8月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

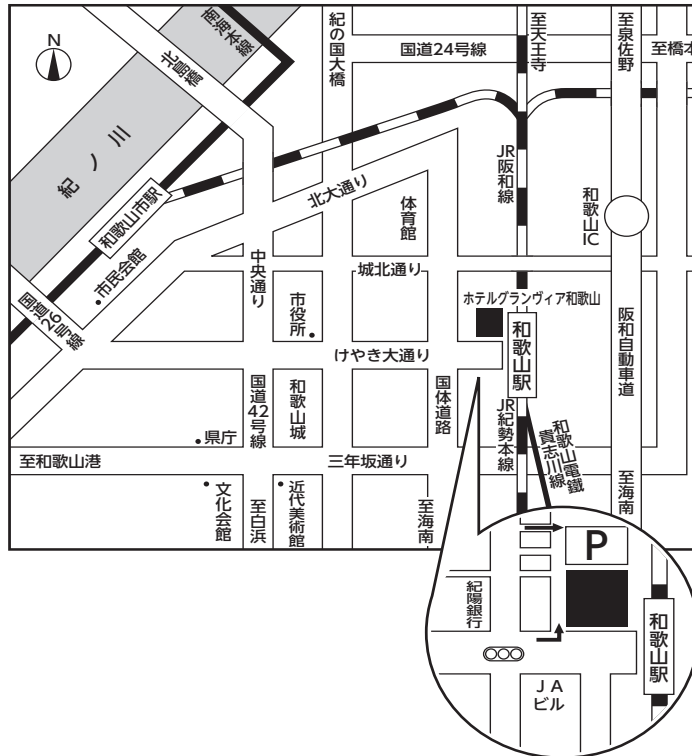
2024年10月24日

株式会社農業総合研究所 監査役会  
常勤監査役 清野 芳昭 ㊟  
(社外監査役)  
社外監査役 後藤 弘之 ㊟  
社外監査役 藤本 幸弘 ㊟

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：和歌山県和歌山市友田町5丁目18番地  
ホテルグランヴィア和歌山 6階 「ル・グラン」  
TEL 073-425-3333 (代表)



- 交通 ● J R 「和歌山駅」より徒歩2分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約40分  
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。